

「消費者行政に関する市長からのメッセージ」

高齢化の進行やデジタル化の急速な進展・電子商取引の拡大などを背景として、悪質商法やインターネット取引のトラブルなど、多様化・巧妙化する消費者トラブルが増加しています。また、電話やネットを利用した特殊詐欺による被害も後を絶たない状況が続いています。

さらには、最近では頻発する災害に便乗した悪質な商法などによる被害も見受けられるようになりました。

こうした背景の下、呉市は、国や県・警察・民間企業など関係機関と協力しながら、市民の皆さんが消費活動に際してトラブルに巻き込まれることのないよう全力で取り組んでまいります。

具体的には、「呉市消費生活センター」において、専門資格を持った消費生活相談員による消費生活相談や法律相談、支援を必要とする高齢者等の「見守りネットワーク事業」や電話勧誘などによる被害防止を図るための「迷惑電話防止機能付き固定電話機の購入助成」も令和6年度では増額して引き続き実施して参ります。

また、呉市消費者協議会と一緒に、啓発講座やセミナーを開催するとともに、市内高校や大学にもご協力いただきながら若者への「消費者教育活動」にも力を入れ、これからも消費生活に関わる様々な情報提供を積極的に行い、消費者被害の未然防止に全力を尽くします。

アフターコロナへの転換に伴い、経済活動も活発になりキャッシュレス決済の普及も相まって複雑・多様化する消費者トラブルは、ご自身での解決が困難な場合が多々ございます。消費生活に関わるトラブルや困りごとなどがあれば、遠慮なく市役所の消費生活センターにご相談ください。

呉市役所はこれからも、市民の皆さんに寄り添って丁寧にお話を伺い、解決に向け取り組みます。